

第 5 次

たいわ 男女共同参画 推進プラン

● 令和 6 年度～令和 8 年度 ●



大 和 町

1 計画策定の趣旨

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法に基づき、国では令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画を策定しました。宮城県においては、平成13年8月に施行された宮城県男女共同参画推進条例に基づき、令和3年3月に宮城県男女共同参画基本計画（第4次）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策を進めています。

町においては、平成17年4月に施行された「大和町男女共同参画推進基本条例」や、令和2年3月に策定した「第4次たいわ男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、各種事業を展開しています。

男女共同参画への取り組みは少しずつ広まってきていますが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は完全には解消されず、男女共同参画の理念を町内全域に更に浸透することが求められます。

このため、町民だれもがその個性と能力を十分に発揮しながら、生きがいを持って生活できる社会を目指し、互いを認め合いながら活躍できるよう、男女共同参画の理念及び推進の必要性を町民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進すべく、本計画を策定します。

2 計画の基本理念

大和町男女共同参画推進基本条例では、男女共同参画を推進するに当たって基本となる理念を次のように定めています。

基本理念

- ◆男女の人権の尊重
- ◆性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行についての配慮
- ◆政策等の立案及び決定への共同参画
- ◆家庭生活における活動と他の活動の両立
- ◆国際協調



3 計画の基本目標

本計画では、男女共同参画を推進するための施策を5つの分野に分け、分野ごとに基本目標を定め、施策の方向を示しています。

- | | |
|--------|-------------------|
| 基本目標 1 | 男女共同参画に向けた意識改革 |
| 基本目標 2 | 家庭における男女共同参画の実現 |
| 基本目標 3 | 学校教育における男女共同参画の促進 |
| 基本目標 4 | 職場における女性の活躍推進 |
| 基本目標 5 | 地域における男女共同参画 |



4 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、社会情勢の変動等に合わせて、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法及び大和町男女共同参画推進基本条例に基づく基本的な計画です。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基本計画でもあります。

6 計画の推進

「大和町男女共同参画推進基本条例」では、町、町民、事業者がそれぞれ次の役割を担い、協働して計画の推進に当たると定められています。

町の役割

男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、実施する。

国や他の地方公共団体と連携し、町民や事業者と協働して効果的な施策の推進を図る。

町民の役割

町民一人ひとりが、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める。

町が実施する男女共同参画のまちづくりに向けた取り組みについて、協力する。

事業者の役割

事業活動において、男女共同参画のまちづくりの推進に努める。

町が実施する男女共同参画のまちづくりに向けた取り組みについて、協力する。





政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会（※1）の実現の基礎となるものです。

現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている固定的性別役割分担意識（※2）は、男女共同参画社会の実現を妨げる要因になっています。全ての町民が、男女共同参画を身近に捉えられるように啓発活動を実施していく必要があります。

また、近年多発している災害に対する防災施策において、男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

施策の方向 意思決定過程への女性の参画促進

施策の項目

1 審議会等委員の女性登用の推進

- ◆町を活性化させていくため、町の審議会等の女性委員比率35%を目指し、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

2 町役場での管理職等への女性登用の推進

- ◆職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して女性職員の登用に努めます。

施策の方向 防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進

施策の項目

1 防災会議等への女性参画の促進

- ◆防災分野への女性の参画促進の重要性を認識し、女性の意思及び意見を公正に反映させるため、防災会議等への女性の参画向上を図ります。

施策の方向 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実

施策の項目

1 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施

- ◆あらゆる世代の人々が、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、セミナー等の普及啓発活動を実施します。



家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識づくりが大切です。互いに協力し合って家事等を行うことのできる環境の整備と、育児や介護を支えるための多様で質の高い社会的支援体制の整備が求められています。

また、DV（※5）や性暴力・児童虐待等は、生命や身体を脅かす犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会づくりを大きく阻害するものです。暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。

施策の方向 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発

施策の項目

1 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供

- ◆ 家族がコミュニケーションを図り、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行います。

施策の方向 育児及び介護に関する社会的支援の充実

施策の項目

1 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供

- ◆ 育児不安や介護負担を抱えている方に手厚い支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制を整備・充実させます。

施策の方向 配偶者等に対する暴力・暴言の根絶

施策の項目

1 暴力・暴言を根絶し、発生を防ぐための環境づくりの推進

- ◆ DVや性暴力・児童虐待等のあらゆる暴力・暴言を容認しないという社会的認識を醸成します。
- ◆ 警察等の関係機関と連携して、暴力の発生を防ぐための環境づくりを推進します。



人間の意識及び価値観の形成の役割を果たす学校教育の場において、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意義の理解を促進していく必要があります。また、社会情勢や労働環境の変化に対応し、適切な進路または職業を選択することができるような情報提供や意識啓発を推進します。

施策の方向 男女共同参画に関する理解の促進

施策の項目

1 人権及び男女共同参画に関する理解の促進

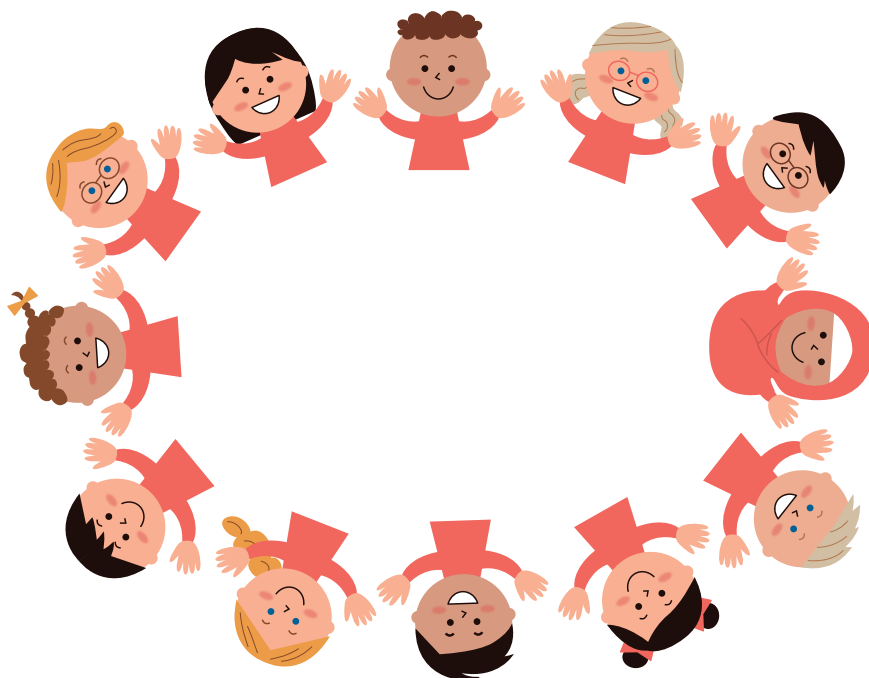
- ◆学校における人権及び男女共同参画教育の充実を図ります。
- ◆教職員、保護者等が男女共同参画に関する理解を深められるように、意識啓発等の取り組みを促進します。

施策の方向 キャリア教育^(※6)の推進

施策の項目

1 キャリア形成^(※3、4)を支援する情報提供の促進

- ◆児童・生徒が、性別に関わらず、主体的に進路・職業を選択する能力を身に付け、かつ、幅広い分野でその能力及び個性を発揮できるよう、男女共同参画に関する情報を提供します。





人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化等により、女性の労働力が更に求められています。女性の職業生活における活躍を進めるために、職場全体でワーク・ライフ・バランス（※7）を推進し、また、多様で柔軟な働き方のニーズに対応できるような環境を整備することが必要です。

施策の方向 職場における女性の参画の促進

施策の項目

1 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取り組み）（※8）の普及啓発

- ◆男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保し、女性が能力を十分に発揮できる職場環境が実現するよう、事業者に対して働き掛けます。

施策の方向 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の項目

1 仕事と家庭の両立に関する意識啓発

- ◆男性が育児や介護等各分野へ参画できるよう働き方を改革し、ワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識啓発を進めます。

2 育児・介護休業制度の普及拡充及び制度を利用しやすい環境づくりの促進

- ◆男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。

施策の方向 農業・自営業に関わる女性の参画促進

施策の項目

1 農業・自営業に関わる女性の参画支援

- ◆農業・自営業における女性の役割の重要性を認識し、女性の参画を促進することで男女共に働きやすい環境づくりを推進します。



年代・性別、障害の有無、性的指向（※9）と性自認（※10）、国籍等に関わらず、町民が安心して住み続けることができる地域づくりのため、誰もが様々な地域の活動に積極的に参画し、ともに責任を担っていくような環境整備が求められています。

施策の方向 地域活動における男女共同参画の促進

施策の 項目

1 地域活動へ参画促進のための情報提供

- ◆自治会や町内会、各種ボランティア等様々な活動の場において、男女共同参画が進み、これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供に努めます。

2 様々な立場の人が地域活動へ参加できるような環境整備

- ◆性別、障害の有無、性的指向と性自認、国籍等に関わらず、様々な立場の人が地域づくりに参画できるような環境づくりを推進します。



こ と ば の 解 説

※ 1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

※ 2 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※ 3 キャリア

人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ね。

※ 4 キャリア形成

自分自身で設定した目標にたどり着くために、スキルを獲得したり、経験を積んだりすること。

※ 5 DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

※ 6 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方の実現を促す教育。

※ 7 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」。仕事と仕事以外の生活（育児、介護、趣味等）の両方を充実させる働き方・生き方。



※ 8 ポジティブ・アクション （積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

※ 9 性的指向

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別を対象にするかを表すもの。（異性に向かう：異性愛、同性に向かう：同性愛、男女両方に向かう：両性愛）

※ 10 性自認

自分がどの性別であるかの認識。



男女共同参画 社会基本法

男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念と、行政と国民が果たすべき役割を定めた法律。

配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保 護等に関する法律 （DV防止法）

配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律 （女性活躍推進法）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、豊かで活力ある社会の実現を目的とした法律。



大和町のこれまでの取り組み

実施年	推進事業内容
平成 8 年	環境生活課に女性政策係設置 講演会：「変わる女・男・社会 ～男女共生社会をめざして～」
平成 9 年	「男女共同参画に関する意識調査」・「女性雇用に関する調査」の実施 講演会：「共に輝く新時代～女と男のパートナーシップ～」
平成10年	講演会：「学ぶことは生きること～女性の自己開発について～」
平成11年	男女共同参画推進プラン策定委員会設置 「男女共創・地域フォーラムin大和～女と男とともに創ろう新時代～」
平成12年	「たいわ男女共同参画推進プラン」施行（～平成22年度） 女性模擬議会開催
平成13年	講演会：「男と女 共育て・共働き」 （対象：吉岡・鶴巣・落合小・中学校とPTA）
平成14年	講演会：「地域で取り組む男女共同参画」 （対象：もみじヶ丘・小野地区住民）
平成15年	ミュージカル公演：「～吹かせよう新しい風～今こそ女性がキラめく時」
平成16年	「大和町男女共同参画推進基本条例」策定 講演会：「男プラス女イコール人 認めよう男と女の人権を」
平成17年	「大和町男女共同参画推進基本条例」施行 講演会：「野田淳子トーク&コンサート」 講談師：宝井琴桜「女の土俵・男の土俵」
平成18年	大和町職員アンケート実施 「女性と仕事」広報掲載・女性7人手記集
平成19年	「男女共同参画推進」広報掲載・男性7人手記集 出前講座：第一パン・セレスティカ・東北計器・黒川高校・東北理工・みやの森幼稚園・永楽会
平成20年	フォーラム：くろかわ商工会 女性部・母親クラブ・JAフレミズ・まとめの会
平成21年	「第2次たいわ男女共同参画推進プラン」策定（～平成26年度） 出前講座：日進工具(株) ミニフォーラム：4ヶ所（宮床・鶴巣・落合・吉岡）
平成22年	講演会：「女性の活躍が企業を伸ばす～経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス～」
平成23年	講演会：「災害・復興～女性の参画と視点を重視したネットワークづくりを～」へ参加
平成24年	DV被害者のための相談機関掲載カードの設置 （大和町役場、町内医療機関17施設、商業施設4施設）



実施年	推 進 事 業 内 容
平成25年	「男女共同参画フォーラム」～共に築く明日のために～へ参加
平成26年	「第3次たいわ男女共同参画推進プラン」策定（～令和元年度）
平成27年	男女共同参画啓発パンフレット配布（大和町役場、各保育所、各児童館）
平成28年	講座：ワーク・ライフ・バランス講座「女性が健康で活躍するために」
平成29年	男女共同参画事業：「てづくりアロマバスボム教室」
平成30年	町内企業・農業協同組合・くろかわ商工会に取組事例アンケート実施 男女共同参画推進講座：「DVと児童虐待～地域でできることとは～」
令和元年	「第4次たいわ男女共同参画推進プラン」策定（～令和5年度）
令和2年	男女共同参画推進講座：「多様な性への理解とLGBTに対する必要な知識について」
令和4年	男女共同参画推進講座：「男女共同参画を前に進める」
令和5年	「第5次たいわ男女共同参画推進プラン」策定（～令和8年度） 男女共同参画推進講座：「LGBTQ+のいまと地域」

●女性の審議会等の登用率の推移

	基 準 日	女性委員の割合 (%)
平成26年	4月1日	29.1
	10月1日	29.8
平成27年	4月1日	29.6
	10月1日	29.7
平成28年	4月1日	30.1
	10月1日	26.0
平成29年	4月1日	27.0
	10月1日	27.7
平成30年	4月1日	25.2
	10月1日	26.5

	基 準 日	女性委員の割合 (%)
平成31年	4月1日	24.1
令和元年	10月1日	27.0
令和2年	4月1日	23.2
	10月1日	27.8
令和3年	4月1日	23.2
	10月1日	25.9
令和4年	4月1日	24.4
	10月1日	25.3
令和5年	4月1日	21.3
	10月1日	27.7

編集発行／**大和町総務課** 令和6年3月

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
TEL (022) 345-1112 FAX (022) 345-4852